

江戸時代佐伯藩における犯罪について
—「甲斐孫作文書」による その一—

会員 橋本和雄

はじめに

足輕小頭甲斐孫作の残した文書をもとに、佐伯領内に起きた犯罪關係の様相について、これから三回程にわたり記していきたい。

歴史というものが、「知識の歴史」か、「科学としての歴史」かということに、私は常に悩みを持つものであるが、そしてそのことがまた歴史學界において、地方史辭書の一つの重要なポイントにもなっているのである。しかし古がら、社會科學としての「歴史學」を成立させるためにも、正確な歴史事實の確認が必要であることはや、また、先帝の開拓された佐伯地方の歴史關係の空白部分を埋めることに、微力ながら努力することは、先帝の意志を継承するものであることを考へ、きわめて不十分な内容を記していくことを遺憾として、ここに文をまとめていくものである。

なお、引用文書は長文に過ぎるものにはないが、便宜上正切って掲げることとした。そして記述の仕方は、資料を先ず提示し、次に内容紹介を行ない、つづいてその検討をす反対という形をとった。

厳しいご指導を下さることを期待して筆をすすめたい。

〔資料 その一〕

一 宝曆七巳年三月十九日後 仰付候ハ下浦之内葛原人盜人取らヘ預ケ有之候間 吏捕候様被 仰付候足輕同組満右エ門 関十左衛門組 満右エ門 賀川衛守組 初古エ門 古三人呑連十九日午刻 御城下出立致 堅田村大庄屋 宅へ罷越 彼方ニ而致吟昧候得共得与相知不申 大庄屋初役人共義ハ平形組ニ何故御城下へ罷出候ニ付大庄屋口上ニ而目明之三右エ門 申者呼ニ遣ニ候得共居不申候ニ付 满右エ門 初右エ門 義ハ先達而葛原へ差越 源右エ門 義ハ堅田村ニ而吟味ハ夫ニ便延 满右エ門 初右エ門 罷歸申候ハ 盗人ハ葛原ニハ居不申候門崎堅野村へ罷越居申候段承ト候付先方へハ爹不申候与申聞候付 然者目明之三右門尋出し候上下浦へハ罷越可申談申合 方々相尋候延 斎く暮前三右門尋出致吟味候延 此間早盜人召取誅義仕 ふん志つハ品々も申候付 盗人ハ今領境目追払候申候ニ付 此中候ハ此間稽出盜人捕ヘ候儀ハ忠節と相聞候得共 只今吟味ニ有之而ふん志つ之品ハ取返し盜人ハ追払候と申候得而ハ申訴相文申聞敷候

此方共何因近も罷越呑取候間 敷案内候様申聞候得ハ奉畏候 然シ我々被仰付候ハバ呑取御渡可申首三工門申候ニ付 夫ニ而ハ此方共役義相立不申候間是非々致案内候様申聞候得ハ達而私ハ被仰付被下候様相顧候付先中ニ而申候而モ相濟不申候間 大庄屋宅へ罷越候様申聞 満右エ門源右エ門其外百般共三人古三人附置 我等初右エ門ハ大庄屋宅へ先達而罷帰 大庄屋清左衛門へ左之道委細申談 右清左衛門宅ニ而目明工ハ大庄屋々申聞セ候 三工門申候ハ呑取大庄屋門前ニ而御渡可申旨申候ニ付 其方ハ御足轍故兩人御附可

被成候。相請相心得候様申渡候處。其義ハ御断申上候
私受合候上ハ御氣遣ハ無御座候段申候ニ付。然ハ百姓
共戴三人差附可申旨候得ハ御む奉存候。御附可被下
旨申候ニ付夜中之義ニス有之候間。鐵砲唐人ニ差遣
夜五時江頭出立致し候。追付溝工門・初右工門葛原
差遣候……

宝曆七年(一七九七年)三月十九日、足輕小頭甲斐孫作及
下浦村(現在の蒲江町)葛原にかいて捕え、そそく預けて
ある盜賊を召捕りに行くよう命ぜられた。

孫作は、足輕崎右工門・源右工門・初右工門入三人を
引き連れ、佐伯城下を午前六時頃に出発、堅田村大庄屋
定へ出かけた。

大庄屋宅へいければ様子が分るはずであつたのに、家人
にたずねても何も知らない様子なのだ。その日は大庄屋
をはじめ、村役人は手形納めに御城下へ出かけていて不
在であつた。

ことすては「目明し」が三右工門に、事の子細良聞い
てほしいといふことである。けれどその三右工門を呼び
に行かせたが不在だといふのだ。甲斐孫作としては「折
角出かけてきたのに、皆目検討がつかぬのに困つてしま
つた。先日、足輕崎右工門と初右工門が葛原へ盗人の所
在を確めに行つたが、いかがつた。しかもその盗人は、
この間から医野村へ行つたと聞かれていた。

こうした事情から、何が何でも目明し三右工門を尋ね
出さねばと、うことで、村内のあちこちをたずねまわり、
お右ノガ暗くなり始めた頃、ようやくたずねだすことが
出来た。

ところが、三右工門から大変な事を聞かされた。「こ
ないが盗人を呑摺つたが、取調べもしむし、紛失の品も

取りがえしめたで、その後々領境へ追払つた」というの
である。

甲斐孫作は血相を變え、「先日盗人を捕え、忠節を奉
公ぶりであると謂がされでいたが、今聞けば盗まれた品
々を取り返し、これで全て終つたとばかり盗人を追い払
つたという。それでは申証が立つまい。何としても盗人
を召捕らねばならぬ。その案内をせよ。」と詰め寄つた。
目明し三右工門もこの理詰めの追求には返す言葉がまか
つた。「全く言われ百通りでござります。わたくしも力
手落ちですので、逃がした盗人の召捕は責任をもつて
行ない、貴方へお引渡し申し上げます。何とぞわたくし
もにその召捕を仰せつけ下さい。」と懇願した。

この言葉を聞かされた甲斐孫作は、ナラに「いきどおり
の高まるのを押さえながら」「それでは我々がこうして
堅田まで盗人召捕の件で参つた役義があい立ちますま
い。そぞたせ云とも召捕の条件をされたい」と言葉を重ねた。
しかし、目明し三右工門は「お対持は分りますが、これ
はあたしの落後ですので、盗人召捕の儀は何とぞわたく
しに仰せつけ下さい」と、ぐい返し頬むけである。

こうなっては埒があかないので、孫作らはやむなく大
庄屋の家に引き返し、大庄屋の清左衛門と共に、この詰
を進めた。

孫作は、「ではおをしは行かないことにしよう。しか
し足輕二人と共に行き召捕つてくるよう」「と一步
さかつた諂ひとし古のだが、三右工門は頗るとして「私が
受けあつた以上はまちがいなく召捕つて参ります。お免
使いは御無用にして下さい」というのである。詰しが通
じず固り果てたものか、三右工門のいうにまかせて只守
斐孫作の面目はまるづぶれである。おれこれと思案の筋
はく、思ひ切つたようでは孫作は最後の案を云ひ始めた。

「それでは、百姓二三人と共に盗賊を捕りに参るようになつた」となつた。三右卫門もこの数まで断つては、どんなお叱りを蒙るかも分らぬと考える一方、付人で同じ材の百姓といふことなので、これなら差し支えることはないと判断し、「委細承知致しました」の返事をする所となつた。甲斐孫作も何とか話しがついたので、胸までおろす一方度々なつたから、盜人呂捕りに行くことになつたため、それに対する措置として、付人老人の者に銃砲を持たせることとした。

こうして目明し三右卫門らは午後八時頃、堅田から萬原へ向けて出発していゝた。そしてその後を追いかけるよう、孫作は満右卫門、初右卫門の両名は、萬原へ行くことを命じたのである。

以上が、前掲の「資料その一」の概略である。ここに登場してくる甲斐孫作について曰く、「佐伯史談一一〇号」(前号)で紹介してあるので、それを参照していただきたい。この資料からは、誰から命ぜられて甲斐孫作が出来かけることになつたのか不明であるし、他の資料のどこにも見あたらないが、次の「資料その二」を見ていながくと「郷代」であつたろうと察せられる。

佐伯藩郡奉行については不明であるが、足輕格が奉行の仕事の一組さになつていたことは明らかである。

ここで興味を惹くのは、堅田郷に「目明し」と置いていることであろう。その人數が何名であつたかは調べようがないが、「資料その二」(後出)から、少なくとも確実にいたことが分かる。村内にこうした目明しを置くことについては、他領でも見られる。例えは薩藩の岡藩で、盜賊目代の従者として「目明し」を置いている。(久米忠良著 江戸時代の大分県二六頁参照)

堅田の目明し三右卫門と、足輕小頭甲斐孫作の応答の

様子は、孫作の記した文書からしか察しようがないのであるが、これだけ克明に記してあるところから、孫作はとつては、極めて重大な事であつたのであろう。

孫作の目明し三右卫門に対する応答ぶりは、この文書から見事なものであつたことが伺える。現場の責任者として、述べるべき所は述べ、堅田へ出張した目的を達成するため、譲歩出来るところはしている。しかも夜になつて、三右卫門が出かけた際は、銃砲を持たせたこと、彼等が出来したあと直ちに満右卫門・初右卫門の両足輕に命じて、その後を追わせた措置など、心行くものがある。甲斐孫作の細心な配慮と人情がはばれる。

不思議に思われる所以は、堅田の目明し三右卫門が、甲斐孫作に対する如論のこと、足輕の同伴を少なくて済むことわり続けたことである。その原因がどこにあつたかは、資料では伺うべくもないが、何か余程の事情があつたのであるう。そうした点について曰く、次の「資料その二」から幾分がは推測出来るようである。

〔資料その二〕 前掲「資料その一」のつづき

江頭ニ而堅野を守の府坂之役、盜人吟味候様子致國
□□□之様ニ携走兩人百姓共吟味に遣し、我等源右
門義ハ夜明方江頭出立、御料内吟味い左し候得共居
申候ニ付府坂邊致吟味夫今川井・市橋施・山口
迎致吟味候得共居不申候ニ付足高山を越界々河
内ニ齧越し彼方ニ而食事等申付候延満右卫門・初
右卫門公盜人目明共召取候段注進申越候ニ付則江
頭大庄屋方へ御城下へ御注進申上候様申遣候
右盜人痛有之ニ付資ヲ附ミ夫に戴因足高山をつき越
し、暫致休足候延無程夜明ケ申候ニ付廿一日五ツ前

引取申候而 郡代神目附方へ注進、満右卫門差遣
 夫少脚役人様方御出 御用相濟九ツ時分右盜人御詮
 義相濟 入室被仰付尤我等初メ御足整共御月番
 御物頭・寄親へ御届申上候而引取申候 志御家老様方
 御番頭・御目付御列座ニ而右ノ趣委細口上ニ而申上候
 延 本末吟味ノ致方宣敷抜目無之致吟味
 言葉之御廣美被仰渡 御足輕共も 相濟候候御
 仰渡 右三人之御足輕共へ申渡候 候之段被

葛原へ三右卫門を初めとして数名を送り出したあと、
 孫作等は江頭へ宿泊した。その翌朝堅田御料内をたずね
 あつたが、盗人の件又皆日見当がつかない。府坂・市
 福尾・川井から山口あたりまで今味し左が、これまで不
 明であつた。

是高山をこえ、下浦の野々河内へ行き、昼食準備と言
 いつけて休息していた時、満右卫門・初吉卫門から、一
 目明し三右卫門らが盗人と呂捕えいたとの報せがもたら
 された。孫作は直古に「盗人呂捕り」の知らせを伝えてお
 いへき江頭の大庄屋へ差立て、同時に御城下へも報告し
 た。しかし捕えを盗人は怪我をしており、その左腕を貰
 編んでそれに乗せて遂るということで、支度をかうと着せず、
 待つ人をいらさせた。是高山をかつぎ越し、江
 頭の大庄屋宅へ着いたのは、午前四時前であつた。

三月二十一日、夜が訪れるのを待ちかねて、いだ孫作ら
 一行は、庄屋宅を午前八時前に出発した。この時刻より
 少し早く、御郡代・御目付へ注進のため、事情にくわし
 い満右卫門を差立てた。
 城下へ到着後、孫作らが各役人と共に盗人の説教一切
 を終あつたのを、金の十二時頃であつた。盗人は牢に入
 れられた。

盜人呂捕りに至るまでの経過のすべては、孫作の口から御家老・御番頭・御目付捕つて坐席の前で述べられていつた。委細を聞き終えた家老たちは、要を得た職務の遂行ぶりに感心し、孫作はじめ足整三人へ対し、松からいも食み、おほめの言葉をたまわるところとなつた。

「資料その2」は「資料その1」に続くものである。
 甲斐孫作が、目明し三右卫門をはじめとして、数名の方者を送り出し、その後の活動状況がよくわかる。歩くことぐすべての時代に、堅田・青山を走る所であり、その上山越へをして下浦(現在の諏訪町)野々河内にまで走るのばしでいることからも、その活動範囲の広さが伺える。野々河内では孫作は、満右卫門らから盜人呂捕りの知らせを受けているが、満右卫門らが知らせに行く途中、偶然野々河内で会つたのだろうか、それと手出祭前から行程等打ち合せをして、いよいよ結果変わらうか。後者であつたとすれば、孫作の措置日見事といふ外はない。江頭大庄屋宅へ到着後、満右卫門が盜人呂捕りの様子報告に、郡代・目付の所へつかわされたと記してある。このことから「盜人呂捕りへ参るよう」に命じたのは「郡代」であると判断したのである。また郡代の職務の上からも、当然予測されることではあるが……。

まあ盜人再呂捕りについて、目明し三右卫門が孫作はじめ足整の同僚をもかたくなにことわつたのと、余程の事情があつた力ではと前に記したが、もう少し事情があつたであらうと推測され資料は、目明し三右卫門らの盜人呂捕りまでの日数である。三月十九日夜八時頃三右卫門らは出発、そして盜人呂取りの知らせを、満右卫門から孫作が受けたのは三月二十日の夕方であった。府坂から市高尾・川井・山口あたりを走るまわり、その後

山越一をして蒲江野々河内であるから、これだけの距離を走ねまわつたあと、「食事申付」が登だとと思えまい。二十四時間も経過せぬうちに「領境目」へ追放したという盗人が捕えられたのは、それなりの事情があつたが考へられない。目明し三古工門はその事を知られたくないため、孫作らの用件をことわり統けたのであろう。事情はいろいろとあつたであろうけれど、盗人を捕りの職務を果たした孫作の報告を、御家老・御番頭・御目付列座して受けたいたが、こうした時の報告形式が、當時の一般的やり方であつたのであるうか。

何日ともあれ、孫作が家老たちの前で述べてゐる様子などと思ひ落がべると、当時の武士社会の一端がしのばれ、印象深いものがある。

〔資料 その3〕

一日明者共 名前書付差出候様被仰付候ニ付 刑書付差上候 三右卫門・理三郎・吉三郎・源三・右四人書付差上相済候

「資料その3」は「資料その2」にすぐ続いて書かれていた文書で、盗人召捕りに活動した堅田村目明しの名前を書いて出すよと命じられたので、三右卫門・理三郎・吉三郎・源三の四名の名前を記しへ郡代へ差出したといふものである。

〔資料 その4〕

一、七月十五日山崎嘉四右卫門・甲斐孫作 御金所へ被呪呼 神番頭久間儀右卫門・甲斐目明三右卫門・理兵衛・吉兵衛右三人先達て盗人仁左工門呪捕差出其以後仁左工門牢破致久所候ニ付相尋致出精候ニ付為

穠美 鳥目虎賀文士被 下置候 一(中略)一
御番頭久間儀右卫門殿今被仰渡則御代官御役所ニ而堅田村大庄屋皆左上門小庄屋西人呼出右之處申渡鳥目三貴文相済候 七目明共へ申渡候者堅田村地自宅ニ而太庄屋今申渡候様被仰付是又申渡可候奉畏候目明共申渡候尤御礼御請可申上旨申上候ニ付其段儀古エ門殿へ申上候

宝暦七年(一七五七年)七月十五日 山崎嘉四右卫門と甲斐孫作は役所へ呼び出され、御番頭より次の事を云々渡され左。

「堅田御將目明し三右卫門・理兵衛・吉兵衛の三人及去る三月の盗人召捕りの際ノ傷キは見事であつた。召捕つた盗人はその後牢破りをして逃げたのであるが、その盗人探索に精き出して勤め有事も、感心といふ外及ない。穠美として鳥目虎賀文を下し置かれる。更に御領内での諸勘定及勝手次第とする。ただしその場合成堅田村大庄屋清左卫門が許可したといふしの焼印を渡し左上で行なうよう。」

この申渡しと受けて孫作らは堅田村へ連絡し、堅田村大庄屋清左衛門及び小庄屋二人が呼び出される所となつた。

御番頭久間儀右卫門は大庄屋達へ、穠美の鳥目を渡すこと、勧進隊手次第といふこと、その方大庄屋の口から目明しへ堅田の自宅で告ぐるよう、と申渡した。大庄屋は早速目明しだちへこの趣きを伝え、鳥目を渡した。三右卫門と初めとする目明した鳥目、お礼と申上げるために御城下へ参つたので、孫作はそのことさ御番頭佐久間儀右卫門へ申上せに出向いたのである。

「資料その4」は、盜人呂捕^ハの勧^スに對する處賞が主な容である。鳥目一貫文^モとあると共に「諸勸進勝手次第」となつていて、鳥目一貫文^モともかくとして、諸勸進勝手次第が處賞としてどの程度に値するかでありますか。勸進が興行などを催し觀賀料の收入を得ることを主とするものであるから、江戸時代堅田御料以外の何数を考へると、年に數える程のものであつたであらう。しかしそうした回数とは關係なく一諸勸進勝手次第」となること成、支配者からその働きを認められた、いわば特權的なものとして当該地域の人から、何らかの裏抜の念をもつて迎えられたのであらうか。

まあ、鳥目一貫文であるが、宝曆九年、京都での大工一日の日当が銀二枚八分、室曆十年の一兩が銀六五枚七分、錢では四四二〇文(一束=江戸)に當つているから、これをもとに計算すると、鳥目一貫文つまり一〇〇〇文は銀一四枚八六となり、京都の大工一日の日当の五倍強である。

この處賞もさることながら、折角捕えだ盗人へ――^アでその盗人の名前が仁左衛門であることが判明する^アが、彼寧して逃亡したのは大事件であつたに違はない。この事が關係者などによく渡及していったかは、全く記されていない。「佐伯藩御用日記」や「御仕置帳」が未公開の現段階では、検証する手段を持たない。

逃亡した盜人と再び呂捕ることが出来たことは記して
くれている。「資料その5」がそれである。

〔資料 その5〕

一 波当津^(還見番人作立左門義) 盗人仁左衛門牢破發
久所候處 右同所ニ而召捕 捕差山候 依之為御慶美御
月銀金百足被下置候ニ付 月審小頭長田九平太召連罷

出被 仰渡候 小御家老中御番頭御郡代 月審御物頭御
目付へ御礼 九平太右連罷出候

牢破りした盜人に左上門は、波当津還見番人作立左上門より、波当津で再び呂捕られれた。作立左上門及廣美は金百足へ一尺^リ十文であるから一〇〇〇文即ち一貫文である^シきもうつた。堅田村目明一七同領のものももろつているから、当時の處賞金は一人一貫文ということに立つていいのであろうか。

金百足の處賞金をもうつた作立左上門氏、月審にあつていた小頭長田九平太と共に、御家老・御番頭・御郡代・月審御物頭・御目付へ御礼にまわつてゐる。ここにも封建社会の支那階級と被支配階級の立場のちがい、支那階級の餘の關係へ身分制度^{シキ}維持していこうとする意志がつらぬかれているのが見えてくる。

〔資料 その6〕

一 此間堅田村御料目明し共へ堅田村太庄屋 清左
衛門^ノ被 仰付候趣申渡 右御礼御請申聞候付 御番
頭^ノ被久間俊吉正門殿江口上書相認 御代官下川源五兵
衛同道ニ而 山崎嘉四右卫門甲斐孫作申上候趣左之通

先達而堅田村御料目明三人之者共^ハ被 仰渡候
御書付並口上ニ而委細堅田村太庄屋清左衛門
ノ申渡さセ御慶美鳥目頂戴社候上 諸^ハ仰渡候
御法度之趣申渡 逐一奉畏候

御慈悲者 御領分中物乞罪右三人一家^ハ之者迄御
免被成下候段被 仰渡 重々難有仕奉存候 向
後他所入未候怪數者及見次第 急度追放候様
可仕旨奉畏候段 大庄屋清左衛門私共追罷出

古之御礼御講申聞候 此後申上候 以上

七月二十二日

山崎嘉四右衛門

甲斐孫作

「資料その6」は、先日七月十五日堅田村大庄屋清左
エ門へ申渡されたことが、その通り確かに実行されたこ
とを、御番頭佐久間儀右エ門へ報告したへ山崎嘉四右
エ門へ甲斐孫作の「覚」である。日付が七月二十二日とな
っていることから、かなりスピーディに事が運ばれた力
があろう。

この覚に及、資料その4で「諸勘定帳手次第」と記され
ていて左の「物乞等」と变成了り。そして「家内
之者追御免被、成下候」が、追加された形で記されてい
る。だが、この物乞いが勘定とどうちがうかであろうか。
いずれも孫作が書き残した文書であることから考えれば、
内容的に大きな違いはないであらうと思うが、よく分ら
ない力である。

結びにかえて

以上で「葛原へ盜人を捕えに行く事」を終らざるを得
ない。という力は、孫作の書き残した文書には、これ以
外何も記されていないからである。盜人に左エ門が、い
つ、どこで、どんな盜みを偷いたのかは分らない。そし
て牢破りをした後再び召捕られたに左エ門が、その後ど
うなつたかも不詳である。いずれ「佐伯藩御仕置帳」が
公開されれば明らかとなるであらう。もうした点が分ら
ないにして、犯案に対する当時の熱いことの左対延の
仕方、へ甲斐孫作の人柄もあるであらうが、犯罪解決
への積極的協力者に対する、藩庁へ賞金支給等の態度が
明らかにし得たと考えている。

しかしての反面、不明な点も数多く残っている。資料
その5に出てくる「波当津遠見番人」もその一つである。
ご教示、ご指導下さることを心からお願ひ申します。

「その3」と書いていく中で、少しづつでも研究を進め
て解消していくたいと考えている。
(以上)

記録

藩祖高政公三百年祭

— こゝより左欄へおつた —

① 毛利神社例祭

十一月十六日、例年のよう文化会館の和室で、毛利
神社へ祭神高政・高慶・高権・高恭四公の例祭が執行された。
参列者は旧士族によろ矢箋会の方々約三十名、史談会公
らは高木・羽柴の両氏が参列した。

今までもないが、藩祖高政公は寛永五年(一六三八)の二
月、江戸でなくならしたので、毛利神社の例祭日と定
められ、今年は三百四十九年である。祭事一年忌として
の行事は、今年執行されたわけで、祭事終了講話はあた
り、矢箋会の山中会長が丁重にご挨拶され、とくに高政
公の偉徳をたたえられた。乞うてその原稿をいただきま
での、本記碑頭に掲げることとした。
かつて毛利神社は城山山頂に社殿をもつていた。それ
が終戦ま近・被爆し炎上、今は五所神社に合祀されて
いる。以前のようは城山山頂天主台、あるいは城址の一
角に、社殿造営のことが進められてよいのではあるまい
か。矢箋会が卒完し、広く崇敬者を募り、善財を集める
—— そんな思いが浮き起つてくる。(中略)